

北九州市地域福祉計画

北九州市の地域福祉 2011～2020
中間見直し強化プラン（最終案）

共に感じ・共に考え・共に癒やし・共に育てる地域づくりを目指して

～時代とともに進化する地域福祉の新たな取り組み～

※ 抜粋（主な項目のみ）

北 九 州 市

第4章 充実・強化すべき13の方向性

1 一人ひとりが抱える課題を「みんなで受け止める地域づくり」

方向性1：意識の醸成

① 地域課題解決型の福祉教育の推進

小・中学校、高校、大学において地域の福祉課題について学び、自分たちでできることを話し合い、地域と協働しながら課題解決に取り組む機会の充実を図る。

② 効果的な広報・啓発

課題を抱える人の問題を通して、地域で支え合うことの大切さや地域福祉活動に関わるメリット、地域活動が盛んな地域の情報提供など、市民の関心を高めるための効果的な広報・啓発を推進する。

方向性2：交流の促進

① 近所（近助）の再生

災害発生時や緊急時の対応は、日頃からの近所（近助）の関係性が重要であるため、防災訓練などをきっかけとして、近隣住民同士の交流や見守り活動を促進し、近所のつながりを強化する。

② 多世代交流の場づくり

市民センター、放課後児童クラブ、社会福祉施設、空き家など既存施設を活かして、高齢者、障害のある人、子どもなど多世代の人が役割を持ちながら交流し、相互理解や地域活動への参加意欲を高められる場づくりを推進する。

③ 高齢者の居場所・健康づくり

高齢者サロンなどのさまざまな場を通して、健康的な食生活や認知症・介護予防などについて啓発・学習し、お互いが励ましあいながら情報交換や健康づくりなどに取り組む活動を促進する。

方向性3：地域課題・ビジョン・解決策を共有・検討する仕組みの構築

① 検討の場づくり

課題を抱える人々のさまざまな問題を通して、まちづくり協議会、校（地）区社会福祉協議会、自治会、NPO、教育機関などの多様な主体が、地域における課題やビジョン、解決策、新たに創出すべき互助の仕組みや地域資源などについて検討する場づくりを推進する。

② 地域内の情報を共有できる情報媒体

地域の困りごとや地域住民の専門・得意分野などの情報を地域内で共有できる情報媒体のあり方を検討する。

③ 個人情報の保護と活用

個人情報の保護と見守り・支援活動への活用のあり方について、関係者間で意識の共有化を図る。

④ 成功事例の共有

課題の共有や解決策の検討など効果的に行えている地域のノウハウを他の地域が共有できるよう、事例集の作成や地域間交流などを促進する。

方向性4：ボランティア・互助活動の促進

① ボランティア人材の育成とマッチング

地域のニーズに応じて必要な知識や技術、必要人数などを明らかにした上で、ターゲットを絞り、効果的にボランティアやボランティアリーダーを育成し、地域活動とのマッチングを行う仕組みをつくる。

② 参加しやすい情報の提供

少しの時間でも気軽に参加しやすいように、自分の住んでいる地域で求められているボランティア・互助活動の内容や必要な技術、人数などが定期的に把握できる仕組みや情報媒体のあり方を検討する。

③ 参加を促す仕組みづくり

ボランティア・互助活動に参加する人が楽しさや充実感、健康づくり、自分の成長などメリットを感じられる仕組みや、金銭的なインセンティブを与える有償ボランティアなど、継続的な活動を促す仕組みづくりを検討する。

④ 活動経費を賄う仕組みづくり

互助活動やボランティア活動に必要な経費を賄うために、地域住民や地域に立地する企業等に寄附や募金を促す仕組みのあり方を検討する。

⑤ 学生等の参加促進

地域と高校・大学・専門学校等が協働し、学習の一環として地域の保健福祉活動に学生等が参加する仕組みを充実させるため、地域と学校等が情報共有できる場をつくる。

（参考）◆北九州市立大学の地域活動への取り組み（p30）

方向性 5：NPO・企業等の社会貢献活動、コミュニティビジネスの活性化

① 地域団体とNPO・企業・社会福祉法人等との連携促進

地域のさまざまな課題の解決のために、自治会やまちづくり協議会、社会福祉協議会などの地縁団体だけではなく、多様な人的資源や物的資源、知識と経験を有するNPOや企業、社会福祉法人等との連携を促進する。

② 企業・事業所等への情報発信

企業・事業所に対して、地域課題の解決に向けた事業の創造や遊休資産を活かした地域貢献活動を推進するため、地域との共存共栄のメリットや従業員への啓発について効果的な情報発信のあり方を検討する。

③ プロボノ活動の推進

地域やNPO等のさまざまな活動において人材が不足している中、社会福祉法人・医療・企業・行政など各分野の専門家が、職業上持っている知識・スキルや経験を活かして社会貢献するボランティア活動（プロボノ）を推進する。

④ 地域ニーズや人材・資金提供者とのマッチング

地域や社会の困りごとを解決することで収益を生み出すコミュニティビジネスを振興するために、サービスを必要とする人、企業やNPO等のサービス提供者、資金やノウハウ、労働力の提供を希望する人を仲介する仕組みを検討する。

方向性 6 多様な地域人材の育成と役割分担

① 地域リーダーの発掘・育成

すべての住民の幸福を願い、周りにいる人を巻き込み、互助活動や地域資源の開発・コーディネートを組織的・戦略的に行うリーダーを発掘・育成する。

② 多様な人材の発掘・育成と役割分担

互助活動や地域資源の開発・コーディネートを組織的に行うために必要な企画、広報・啓発、資金調達、会計、書記などさまざまなスキルを持つ人材を発掘・育成し、負担が偏らないように適切な役割分担を行い、楽しみながら活動できるチームマネジメントの仕組みを構築する。

2 一人ひとりが抱える課題を「地域の多様な専門性を活かして解決する仕組みづくり」

方向性 7：本人や家族を丸ごと受け止める相談・支援体制づくり

本人や家族が抱える複雑な課題を丸ごと受け止め、総合的な支援策を検討することで、支援の重複や矛盾、家族間の葛藤をおこさず、効果的に本人や家族の自立を支援できるよう、コーディネート人材の育成や専門機関・地域資源間のネットワークを強化する。

方向性 8：アウトリーチ・伴走型支援の充実

自らSOSを発信できない人を早期に発見し、早期に対応を行うことで問題の深刻化・拡大を防ぐとともに、コミュニケーションや理解力に課題を持つ人の状況や意思を関係者に正しく伝え、スムーズな支援や関係構築につなげるためのアウトリーチ・伴走型支援を充実させる。

方向性 9：困難を抱えた子どもや若者の早期発見・早期対応

保育所、幼稚園、小・中・高等学校などの教職員が、子どもや若者の抱える困難に早く気づき、適切な支援につなげるよう、人材育成、社会資源情報の共有、支援ネットワークを強化する。

方向性 10：経済的自立の支援

障害の有無や家庭環境に関わらず、子どもたちが将来、自立した生活ができるよう支援するとともに、現在、失業中の若者や中高年者が就労できるように効果の高い生活・就業訓練の実施や多様な就労の場の確保を行うために福祉、教育、産業、雇用部門等の連携を強化する。

方向性 11：健康づくりや認知症・介護予防の支援

医療や介護を必要とする人の割合が高くなる75歳以上の人口の増加に備えて、子どもから高齢者まですべての世代が生涯を通じて健康づくりを行うことにより、生活習慣病、ロコモティブシンドローム、認知症等を予防し、健康寿命を延伸できるよう、地域において市民主体の健康づくりや認知症・介護予防活動が活発に行われるように支援を強化する。

方向性 12：介護・福祉サービスの生産性向上

保健福祉関連の教育・研究機関、企業、社会福祉法人、NPO、行政などが連携・協働

し、ロボット・ＩＣＴ等の活用、サービスの総合化、施設の多機能化などにより、介護・福祉サービスの生産性を高め、利用者と職員双方の満足度を向上させる。

方向性 13：多様な福祉専門人材の育成

相談・支援窓口の専門性向上やネットワーク構築のため、保健福祉関連の教育・研究機関と行政・社会福祉法人などが連携・協働し、専門的な知識の習得に加え、実際に地域福祉活動に参画する経験を通じて、コーディネート力を有する人材を育成する。

第5章 主体ごとの役割

1 個人・家庭・地域住民

- (1) 関心を持つ
- (2) 話し合う
- (3) 活動する
- (4) 誘い合う

2 地縁団体（自治会、校（地）区社会福祉協議会、まちづくり協議会等）

- (1) 話し合い、活動する機会と場を提供する
- (2) 住民ニーズと地域資源のマッチングを行う
- (3) 互助を活かした生活支援サービスをつくる
- (4) 関係機関・団体と協働する
- (5) リーダー・コーディネーターを発掘・育成する

3 NPO・ボランティア団体等

- (1) 関係機関・団体と協働する
- (2) 活動参加者のやりがい・成長を促進する
- (3) 戦略的な広報・啓発を行う

4 企業・事業所

- (1) 高齢者・障害のある人等が働きやすい環境をつくる
- (2) ワーク・ライフ・バランスを進める
- (3) コミュニティビジネスを展開する
- (4) 従業員の地域貢献活動を促進する

5 地域金融機関

- (1) コミュニティビジネスを促進する
- (2) 地域でお金が回る仕組みを考える

6 小・中・高等学校・大学

- (1) 参加意欲や課題解決能力を高める
- (2) シビックプライド¹を醸成する
- (3) 専門機関・地域資源と連携する

7 社会福祉法人・福祉施設等

- (1) 地域福祉活動を積極的に牽引する
- (2) 利用者と職員の満足度向上に取り組む
- (3) 新たな生活支援サービスを創出する

8 市・区社会福祉協議会

- (1) 地域福祉活動を総合的に促進する
- (2) 互助活動や生活支援サービスの創出を促進する
- (3) 社会福祉法人としてサービスを提供する
- (4) 専門人材を育成する

9 市（行政）

- (1) 少子高齢化や格差社会などに対応した地域づくりと行政改革を推進する
- (2) 戦略的な広報・啓発を行う
- (3) 住民の地域福祉活動を支援する
- (4) コミュニティビジネスを支援する

(5) 困りごとを丸ごと受け止める相談・支援体制をつくる



- ・生活・経済基盤の弱い世帯の自立を促し、ニーズに応じた包括的な支援が行えるように、福祉、保健・医療、教育、住宅、雇用、産業部門等の連携を強化する。
- ・抱える課題が複雑で、どこに相談していいかわからない人や家族を丸ごと受け止め、さまざまな専門機関や社会資源を活用し、総合的な問題解決を図る。
- ・福祉問題の解決に必要な幅広い知識を持ち、関係機関に働きかけたり、関係機関間の連携を促進し、必要な体制整備を図ることのできる人材を育成する。
- ・保育所・幼稚園・学校・市民センター等の職員が受けた相談を適切な専門機関につなげられるよう、社会資源情報を整理し、提供を行うなど情報の共有化を図る。

*1 市民が自分の住んでいる、働いているまちに対して「誇り」や「愛着」を持ち、自らもこのまちを形成している1人であるという認識をもつとともに、自分たちのまちづくりに自発的に関りたいという意識をもつこと。